

【別表】

「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

評価項目	審査基準			配点	
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	給与等受給者一人当たりの平均給与額の前年増加率※1	1.50%以上		3	
		2.00%以上		4	
		3.00%以上		5	
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法※3	各 0.25	最大 0.5
			次世代法※3		
	えるぼしチャレンジ企業認定※2			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法※3	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法※3	くるみん	1.5	
	プラチナくるみん		2		
若者雇用促進法※3	ユースエール	0.5			
秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各 0.5	最大 1	
	子ども・子育て支援知事表彰				
	男女共同参画社会づくり表彰				

注1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注2 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（各評価項目5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注3 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第1位を四捨五入）により配点を行う。

※1 所得税法第226条第1項の規定にもとづく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「○A 棒給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）